

酒田市
福祉バス利用手引

令和８年１１月発行

バス利用者の皆さまへ

利用対象

利用対象は、酒田市内の学区・地区社協、障がい者当事者団体・支援団体、老人クラブ連合会、民生委員・児童委員によって構成される団体、保護司会等更生保護団体、戦没者遺族団体、コミュニティ振興会、自治会及び自主防災組織等の地縁団体、認定こども園・保育所及び放課後児童クラブなどの福祉関係団体です。

（営利目的、宗教的または政治的な活動、そのほか公共の福祉を害するおそれのある活動を行う団体は利用できません。）

※ 利用対象団体であっても、利用目的・運行条件等に合致しない場合は利用ができませんのでご注意ください。

利用目的

以下の福祉活動を目的とする事業に利用できます。

・福祉に関する研修や事業
　※車内及び昼食時での講話やDVD鑑賞などを行うだけをもって福祉に関する研修とすることはできません。
　※有料観光ガイドの利用はできません。
・福祉施設などの訪問
　※観光バス的な利用のために福祉施設などを訪問することは、先方の迷惑となりますのでご遠慮ください。
・各種研修会・大会などへの参加（市・県・社協主催の研修・大会）
・ボランティア活動（被災地支援・福祉施設等の慰問）など

※単なる観光や慰安を目的とした利用はできません。（社協が運営しているバスは利用目的が定められており、観光バスとは違うことをご理解願います。）

運行時間および利用区域

・運行時間　原則として８：３０～１７：１５です。土日祝日も利用できます。
・利用日数　原則日帰りとします。
・利用区域　１日の場合、総行程距離は概ね４００km未満。
　１泊２日の場合、総行程距離は概ね６００km未満。（但し、県大会、酒田市の申請）

※上記福祉活動場所より遠方への経路は認めません。
　（例：酒田市内での福祉活動の後に市外の観光施設見学など）
※運行時間は社協駐車場から出発及び到着する時間となります。
※研修、施設訪問は１時間以上が望ましい。

バス乗車定員

① 酒田市福祉バス　　２０人以上５０人まで（ジュニアシート３９席可）
② 酒田市日赤福祉バス　１０人以上２８人まで（ジュニアシート 21 席可）

※チャイルドシートの設備がないので、満４歳未満の乳幼児の乗車はできません。
※ジュニアシートで対応できる満４歳以上の子どもは、ジュニアシートの席数まで乗車できます。
※シートベルトを着用しますので、定員を超えての乗車はできません。
（例：大人２人の席に児童３人が乗車することはできません。）

利用料

・無料です。
・ただし、有料道路等通行料金、駐車料金は利用者負担です。
・また、バス利用中に食事をとる場合や宿泊をする場合、乗務員の食事代・宿泊代も利用者負担です。（乗務員の食事は利用者と同じもので構いません。）

申込み

◎申込みは、バスを利用しようとする月の３か月前の初日から社会福祉協議会窓口で、または電話で受付けます。（月の初日が土日祝日の場合は、翌業務日。受付時間は、土日祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）
（例：利用日が９月１０日なら、６月１日の午前８時３０分から申込み受付け。）
先着順での申込み受付けとしますが、毎月の業務初日は、午前１０時までの申込みで利用日が重複した場合は抽選とします。
※例外として、酒田市社会福祉協議会事業及び県大会規模の行事等については、３か月前以前でも優先して申込みを受付けます。

◎提出するもの

・申込書、運行経路予定表　…　遅くても１か月前までに提出してください。
※１ヵ月前までに申請書提出が無い場合は取消となります。
（経路の変更等は遅くても２週間前まで）
・利用乗車名簿　　…　７日前までに提出してください。
※提出期限の厳守をお願いします。

注意事項

- 走行中はシートベルトの着用を厳守してください。
- 雨天時にコース変更をする場合は、事前に両方のコースを申し出てください。
- 台風等の災害の危険がある場合を除き、当日キャンセルできません。
- 園児、児童、生徒の利用は、園児と保育士、学童児童・生徒と指導員が利用する場合に利用できます。（保護者が送迎できる行事等には利用できません。）
- ゴミは各自持ち帰りをお願いします。
- 乗車幹事の方は、出発から終了までの乗車をお願いします。また、忘れ物及びゴミなどの最終確認をお願いします。
- 年間の利用回数は１団体４回までです。（市･県主催の研修･大会は含みません）
- 車内は、禁煙、禁酒となります。
- 利用時間内の飲酒、入浴その他の健康状態に異変を起こす恐れのある行為は禁止します。
- 社協が運営しているバスと観光バスの併用利用は、旅客自動車運送事業者などからの誤解を生じかねないため、認めません。
- 社協をとおさずに乗務員と直接交渉しないでください。
- 会場利用の関係で、バス利用者が地域福祉センター駐車場に駐車できない場合があります。
- 昼食は、観光や慰安と誤解されないよう１時間程度にしてください。
- 昼食休憩は正午までに行程が終了できない場合にのみにしてください。
- 普通自動車と大型バスの走行時間の違いにご理解をいただき、無理のない運行行程をお願いします。
- 運行経路の変更は、遅くとも２週間前までとし、変更後の経路が適当でない場合は、利用を取り消す場合もあります。
- 道幅が狭くバスの進入が難しいなどの場合は、運行経路の変更をお願いする場合があります。
- 車輌の不具合、悪天候及び感染予防対策が不十分な場合は、当日の運行を中止する場合があります。
- その他安全運行のため必要と考えられる事項にはご協力をお願いします。
- 車内での飲食はご遠慮ください。（お茶や飴程度なら大丈夫です）
- 安全確保のため、福祉バスの乗降は駐車場等の安全な場所で行い、路上での乗降はできません。駐車場が確保できない場合は、乗降可能な場所への変更をお願いいたします。

バス利用者が、ルールを守りお互いに気持ちよく安全に利用できるように、ご理解・ご協力をお願いいたします。

申し込み・問い合わせ先
酒田市社会福祉協議会
酒田市新橋２丁目１－１９
電話　０２３４－２３－５７６５
受付時間　８：３０～１７：１５（土日祝日を除きます）



※　酒田市福祉バスおよび日赤福祉バスは、社会福祉協議会が酒田市から受託して運行しています。